══ 法人税実務事例検討 Ξ

自社の経営する飲食店で得意先を 接待した場合の交際費等の金額について

E Y 税理士法人 顧問 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

自社の経営する飲食店で得意先を接待した場合、交際費等とする金額は販売価格ではなく、 原価相当額によることができる。

事例

当社(資本金5千万円、中小法人に該当)は卸売業を主たる事業としておりましたが、この たび多角化の一環として飲食店を経営することになりました。

また、当社の経営する飲食店で、当社の卸売業関係の得意先を接待しましたが、この場合の 交際費等とする金額はいくらにすればよろしいでしょうか。

なお、当社の経営する飲食店の売上金額に対する原材料、人件費、光熱費等の原価の占める 割合である原価率は50%程度であり、得意先の接待時に提供した料理等の販売価格は20,000 円と計算されましたが、当社の接待に利用したので、特段の会計処理をしておりませんでした。



本事例における法令等の検討

1 交際費等の範囲

交際費等とは、交際費、接待費、機密費 その他の費用で、法人が、その得意先、仕 入先その他事業に関係のある者等に対する 接待、供応、慰安、贈答その他これらに類 する行為のために支出するものをいいます が、次の費用のいずれかに該当するものを 除くとされています(措法 61 の 4 ④、措 令37の5)。

- (1) 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- (2) 飲食その他これに類する行為のために要する費用(専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用は除きます。)であって、その支出した金額を参加した者の数で除して計算した金額が5,000円以下の費用(以下「1人当たり5,000円

以下の飲食費」といいます。)

- (3) カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
- (4) 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
- (5) 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のために通常要する費用

2 交際費等の範囲から除外する一定の 飲食費

上記1(2)の交際費等の範囲から除くものとされている、「1人当たり5,000円以下の飲食費」については、飲食その他これに類する行為(以下「飲食等」といいます。)のために要する費用について次に掲げる事項を記載した書類を保存していることが必要とされます(措法61の4④、措規21の18の4)。

- イ その飲食等のあった年月日
- ロ その飲食等に参加した得意先、仕入 先その他事業に関係のある者等の氏名 又は名称及びその関係
- ハ その飲食等に参加した者の数
- その費用の金額並びにその飲食店、 料理店等の名称及びその所在地
 - (注) 店舗を有しないことその他の理由 によりその名称又はその所在地が明 らかでない場合は、領収書等に記載 された支払先の氏名若しくは名称、 住所若しくは居所又は本店若しくは 主たる事務所の所在地
- ホ その他参考となるべき事項

また、1人当たり5,000円以下の判定に当たっては、単純に飲食等に要した費用を参加者数で除した金額で行うこととされています。

なお、消費税の取扱いについては、法人が適用する消費税の経理処理に応じて行うこととされており、税抜処理を適用している場合は、税抜金額を参加人数で除した金額で判定することとしています(平成18年5月国税庁『交際費等(飲食費)に関するQ&A』Q11)。

3 交際費等に該当しない費用

上記1(4)の「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」が交際費等から除外される費用とされており、措置法通達61の4(1)—21(会議に関連して通常要する費用の例示)において、会議に際して通常要する費用の優示)において、会議に際して通常とう場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用は、原則として措置法令第37条の5第2項第2号に規定する「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」に該当する旨定められています。

したがって、飲食費のうち、通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用であれば、交際費等ではなく会議費として損金処理が認められますので、例えば会議の中途で提供される通常供与される程度の昼食がこれに該当し、会議の終了後に席を代えて行う懇親会の費用については会議費には該当せず、交際費等に該当することになると考えられます。

なお、上記の「1人当たり5,000円以下

玉

の飲食費」の規定は、あくまで社外の得意 先等との交際費等にかかるものであって、 従来から交際費等に該当しないこととされ ている会議費等については、たとえ1人当 たりの飲食費が5,000円超のものであって も、その費用が通常要する費用と認められ るものである限りにおいて、交際費等には 該当しないものとされています(平成18 年5月国税庁『交際費等(飲食費)に関す る Q&A』 Q 12)。

4 平成 26 年度税制改正

平成26年度税制改正前における交際費等の損金不算入制度は、次のとおりとされていました(旧措法61の4)。

- (1) 中小法人以外の法人 支出する交際費 等の全額が損金不算入
- (2) 中小法人 支出する交際費等の額のう ち年800万円(以下「定額控除限度額」 といいます。) を超える部分の金額が損 金不算入
- (注) 「中小法人」とは、事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます。

平成26年度税制改正では、この交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を平成28年3月31日まで2年延長するとともに、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(社内飲食費を除きます。以下「飲食費」といいます。)であって、帳簿書類に飲食費であることについて所定の事項が記載されている

もの(以下「接待飲食費」といいます。) の額の50%に相当する金額は損金の額に 算入することとされました(措法61の4 ①②、措規21の18の4)。

- (出1 「社内飲食費」とは、飲食その他これに類する行為のために要する費用であって、専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものをいいます。
 - 2 1人当たり 5,000 円以下の飲食費で 書類の保存要件を満たしているものに ついては、従前どおり、交際費等に該 当しないこととされています(措法 61 の 4 ④二⑥、措令 37 の 5 ①、措規 21 の 18 の 4)。

なお、中小法人については、接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と、従前どおりの定額控除限度額までの損金算入のいずれかを選択適用することができ、定額控除限度額までの損金算入を適用する場合には、確定申告書、中間申告書、修正申告書又は更正請求書(以下「申告書等」といいます。)に定額控除限度額の計算を記載した別表15(交際費等の損金算入に関する明細書)を添付することとされています(措法61の4②⑤)。

これらの改正は、法人の平成26年4月 1日以後に開始する事業年度から適用されます(改正法附則77)。

5 接待飲食費に関する FAO

国税庁のホームページに、『接待飲食費に関する FAQ』が公表されていますので、参考までに一部を記載します。

[Q6] 接待飲食費については、所定

の事項を帳簿書類に記載することと されていますが、具体的にはどのよ うな事項を記載することとなります かっ

- 「A】 接待飲食費については、交際費 等のうち飲食その他これに類する行 為のために要する費用(社内飲食費 を除きます。) で、かつ、法人税法 上で整理・保存が義務付けられてい る帳簿書類(総勘定元帳や飲食店等 から受け取った領収書、請求書等が 該当します。)に、飲食費であるこ とを明らかにするために次の事項を 記載する必要があります(措法61 の 4 ④、措規 21 の 18 の 4、法規 59, 62, 67)
 - イ 飲食費に係る飲食等(飲食その 他これに類する行為をいいます。 以下同じです。)のあった年月日
 - ロ 飲食費に係る飲食等に参加した 得意先、仕入先その他事業に関係 のある者等の氏名又は名称及びそ の関係
 - ハ 飲食費の額並びにその飲食店、 料理店等の名称及びその所在地
 - その他飲食費であることを明ら かにするために必要な事項
 - (注) 1人当たり 5,000 円以下の飲 食費に係る保存書類への記載事 項については、「交際費等(飲 食費) に関する Q&A (平成 18 年5月)」(国税庁HP) を参照 してください。
 - 2 申告の際は、交際費等の額か ら接待飲食費の額の50%相当

額を差し引いた金額を損金不算 入額として申告することとなり ますので、申告書等に別表 15 (交際費等の捐金算入に関す る明細書)を添付し、別表15 の所定の欄に接待飲食費の金額 を記載してください。



Ⅲ 本事例における取扱いの検討

交際費等とは、交際費、接待費、機密費 その他の費用で、法人が、その得意先、仕 入先その他事業に関係のある者等に対する 接待、供応、慰安、贈答その他これらに類 する行為のために支出するものをいうとさ れています。

そして、貴社は、自社の経営する飲食店 で得意先の接待を行っていることから、自 社で調理した料理等を接待のために提供し ていることになり、これらの提供された料 理等に支出した費用の額が交際費等に該当 することになります。

したがって、得意先の接待において提供 された料理等の原材料、人件費、光熱費等 の原価に相当する金額を交際費等とするこ とになります。

ところで、貴社の経営する飲食店の原価 率が50%であるとのことですから、得意 先の接待において提供された料理等の販売 価格に原価率の50%を乗じて算出された 金額を、これらの料理等の提供のために支 出した費用の額とすることも合理的な算定 方法として認められるものと考えられます。 そうすると、貴社の経営する飲食店で、

得意先の接待において提供された料理等の販売価格が20,000円であることから、この20,000円に原価率50%を乗じて算出された10,000円をこれらの提供された料理等に支出した費用の額として交際費等とすることができます。

また、貴社は中小法人に該当するとのこ

とですから、上記 I 5 の接待飲食費についての所定の事項を帳簿書類に記載することにより、その飲食費の 50 %相当額を損金算入するのか、それとも定額控除限度額(年800万円)の損金算入するのかを選択適用することができます。

〈貴社の申告〉

【別表 15】

交際費等の損金算入に関する明細書						事業 ○○・○・○ 法人名			○○社		
支出交際費等 (8 の計		1			円	損金算力	人 限 度 額 スは(3)	4		円	
支出接待飲食費損金算 (9の計)× 5 10		2									
中小法人等の定額控制 (1)の金額又は800万 相当額のうち少ない	「円× ₁₂)	3				損 金 不 (1)-	算 入 額 -(4)	5			
		:	支 出	交 際	費等	等 の 額	の 明 細				
科	目	支	出	額		と等の額から れる費用の額		費等の額	(8) のうち 飲食費の		
			6			7	8		9		
交際	費			円		Р		円		円	
自社施設での接待に 係る交際費等			10,000				10	10,000		10,000	

(了)

電子書籍販売開始 大蔵財務協会 × BookLive

税の専門書・実務書をスマホ・タブレット・PCで読める 国内最大級の電子書籍ストアBookLiveで販売開始 弊協会発行の電子書籍を

「BookLive!」で販売しております。 スマートフォンやタブレットなどで

ご購読いただけます。

BookLive K

「BookLive!」は、株式会社 BookLive が運営する国内最大級の電子書籍ストアです。 大蔵財務協会ホームページから、BookLive! ストアサイトへ移動できます。

※なお、電子書籍の販売は、国税速報ご購読者特典割引の対象外です。